

やまと芸術文化ホール条例施行規則をここに公布する。

平成26年6月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第41号

やまと芸術文化ホール条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、やまと芸術文化ホール条例（平成26年大和市条例第12号。以下「条例」という。）第22条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(利用受付時間)

第2条 芸術文化ホールの施設及び附属設備等（駐車場等を除く。以下「ホール等」という。）の利用に係る受付時間は、開館日の午前9時から午後9時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が必要と認めるときは、利用に係る受付時間を変更することができる。

(連続利用期間)

第3条 同一の催し等で芸術文化ホールの施設を連続して利用できる期間は、次に定めるとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) ホール施設、楽屋施設及びマルチスペース施設 7日間

(2) ギャラリー施設 14日間

2 芸術文化ホールの附属設備及び備品（以下「設備等」という。）の利用については、前項各号のいずれかの施設との併用に限るものとし、その連続して利用できる期間は、当該各号の期間に应じるものとする。

(利用日数の制限)

第4条 指定管理者は、芸術文化ホールの利用の公平を図るため、必要があると認めるときは、同一の者が1月に芸術文化ホールを利用する日数を制限することができる。

(利用承認の申請)

第5条 条例第8条第1項の規定によりホール等の利用の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、やまと芸術文化ホール施設利用承認申請書（以下「施設利用承認申請書」という。）及びやまと芸術文化ホール設備等利用承認申請書（以下「設備等利用承認申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の場合において必要があると認めるときは、申請者に必要な書類の提出を

求めることができる。

- 3 条例第8条第2項に規定する利用計画書は、やまと芸術文化ホール利用計画書（以下「利用計画書」という。）とする。

（施設利用承認申請書等の受付）

第6条 施設利用承認申請書及び利用計画書は、別表第1に定める期間（以下「受付期間」という。）に提出しなければならない。ただし、指定管理者がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

- 2 設備等利用承認申請書は、当該設備等を利用する日までに提出しなければならない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、受付期間外においても施設利用承認申請書及び利用計画書を提出することができる。

（1）指定管理者が条例第3条第1号に掲げる事業等のために利用するとき。

（2）市が主催又は共催する事業等のために利用するとき。

（3）公益性のある全国又は県単位の催し等で利用する場合で、第1項に定める期間前に利用の申請をしなければその開催に大きな支障があると市長が認めたとき。

（4）文化芸術の振興に寄与する活動であると市長が認めたとき。

（5）前各号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に特に寄与するものであると指定管理者が認めたとき。

- 4 指定管理者は、条例第9条各号に掲げる利用の不承認の事由に該当するものを除き、ホール施設及びギャラリー施設においては、利用計画書を受け付けた順序により利用する候補者を決定するものとする。ただし、別表第1に規定する利用計画書の受付期間のうち第1期の期間にホール施設又はギャラリー施設の利用計画書を受け付けた場合は、同時に受け付けたものとみなし、同一日時に利用しようとする者が2以上いるときは、協議又は抽選により利用する候補者を決定するものとする。

- 5 別表第1に規定する施設利用承認申請書の受付期間のうち第1期の期間の初日の受付開始時にマルチスペース施設を同一日時に利用しようとする者が2以上いるときは、協議又は抽選により利用する候補者を決定するものとする。

（利用承認の通知）

第7条 指定管理者は、条例第8条第1項の規定により利用の承認をするときは、やまと芸術文化ホール施設利用承認書（以下「施設利用承認書」という。）及びやまと芸術文化ホール設備等利用承認書（以下「設備等利用承認書」という。）により申請者に通知するものとする。承認しな

いときは、その旨を申請者に通知しなければならない。

(利用の取消し又は変更の承認の申請等)

第8条 条例第10条第1項の規定により利用の取消し又は変更の承認を受けようとする者（以下「取消等申請者」という。）は、やまと芸術文化ホール利用取消・変更承認申請書（以下「取消等承認申請書」という。）を指定管理者が定める期限までに提出しなければならない。

2 取消等申請者は、取消等承認申請書の提出に当たっては、当該取消し又は変更に係る施設利用承認書及び設備等利用承認書を提示しなければならない。

3 指定管理者は、条例第10条第1項の規定により利用の取消し又は変更の承認をしたときは、やまと芸術文化ホール利用取消・変更承認書（以下「取消等承認書」という。）により取消等申請者に通知するものとし、承認しないときは、その旨を取消等申請者に通知しなければならない。

4 取消等申請者は、利用の取消し又は変更の承認に伴い、施設利用料金に不足額その他支払いを要する利用料金があるときは、指定管理者が指定する期限までに当該利用料金を支払わなければならない。

(施設利用承認書等の提示)

第9条 条例第8条第1項の規定により利用の承認を受けた者及び第10条第1項の規定により利用の変更の承認を受けた者（以下「利用者」と総称する。）は、ホール等を利用する際、施設利用承認書及び設備等利用承認書又は取消等承認書を携帯し、指定管理者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(準備、撤去作業等に要する時間)

第10条 ホール等の利用の承認等を受けた時間は、当該利用に係る準備、撤去作業等に要する時間を含むものとする。

(施設利用料金の支払回数等)

第11条 施設利用料金の支払回数等は、別表第2に定めるとおりとする。この場合において、利用者は、指定管理者が指定する期限までに利用料金を支払わなければならない。

(利用料金の後納)

第12条 条例第12条第1項ただし書の規定により後納することができる利用料金は、次のとおりとする。この場合において、利用者は、指定管理者が指定する期限までに利用料金を支払わなければならない。

(1) 国又は他の地方公共団体が利用するときの施設利用料金

(2) 設備等の利用料金

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めた場合の利用料金

(利用料金の減免)

第13条 条例第14条の規定により利用料金の減免をする場合及び減免額は、別表第3のとおりとする。ただし、条例別表第1第1項第4号から第7号まで、第2項第4号、第3項第3号、第4項第5号及び第5項第2号に掲げる利用料金は、減免の対象としない。

2 ホール等の利用料金の減免を受けようとする者は、施設利用承認申請書、設備等利用承認申請書及び取消等承認申請書に必要な事項を記入しなければならない。

(利用料金の還付)

第14条 条例第15条ただし書の規定により利用料金の還付をする場合及び還付額は、別表第4のとおりとする。

2 利用料金の還付を受けようとする者は、やまと芸術文化ホール利用料金還付申請書を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の規定による申請を受けたときは、内容を審査し、やまと芸術文化ホール利用料金還付決定通知書によりその旨を通知するものとする。

(利用の打合せ)

第15条 利用者は、ホール等の利用について、事前に指定管理者と利用方法その他必要な事項を打ち合わせなければならない。

2 利用者は、指定管理者から関係資料の提出を求められたときは、これを提出しなければならない。

(整理員の配置)

第16条 利用者は、指定管理者が必要と認めたときは、芸術文化ホール内外の秩序を保つために必要な整理員を置かなければならない。

(利用者等の遵守事項)

第17条 利用者及び芸術文化ホールに入館している者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定員を超えて入場させないこと。
- (2) 承認された以外の施設、設備等を利用しないこと。
- (3) 設備等を芸術文化ホール外に持ち出さないこと。
- (4) 許可なく火気を使用しないこと。
- (5) 許可なく危険若しくは不潔な物品又は動物（身体障害者が利用する場合において同伴する身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬で、同法第12条第1項に規定する表示をしたものを除く。）を持ち込まないこと。

- (6) 許可なく壁、柱、窓等にはり紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。
- (7) 所定の場所以外で喫煙又は飲食しないこと。
- (8) 騒音、罵声等を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (9) 指定管理者の指示に従うこと。

(管理上の立入り)

第18条 指定管理者は、芸術文化ホールの管理上必要と認めたときは、利用の承認等をしている施設に立ち入ることができる。この場合において、利用者は、指定管理者の立入りを拒むことはできない。

(利用後の点検)

第19条 利用者は、ホール等の利用を終了したときは、直ちに指定管理者にその旨を告げ、点検を受けなければならない。

(損傷又は滅失の届出)

第20条 利用者は、芸術文化ホールを損傷し、又は滅失させたときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

(様式)

第21条 この規則で使用する様式は、別表第5のとおりとし、その内容については、指定管理者が別に定める。

(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか、芸術文化ホールの管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年11月3日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

使用区分		利用計画書の受付期間	施設利用承認申請書の受付期間
ホール施設 ギャラリー施設	文化芸術関連の 催しを実施する 市内団体等	第 1 期 利用月の 1 2 月前の月の初日から同月の 1 0 日まで	第 1 期 利用月の 1 1 月前の月の初日から同月の 7 日まで
		第 2 期 利用月の 1 1 月前の月の 8 日から利用日の 3 0 日前の日まで。ただし、練習の目的でホールを利用する場合に限り、利用日の前日まで	第 2 期 利用月の 1 1 月前の月の 8 日から利用日の 3 0 日前の日まで。ただし、練習の目的でホールを利用する場合に限り、利用日の前日まで
	上記以外の者		
マルチスペース 施設	文化芸術関連の 催しを実施する 市内団体等		第 1 期 利用月の 6 月前の月の初日から利用日の前日まで
	上記以外の者		第 2 期 利用月の 5 月前の月の初日から利用日の前日まで
楽屋施設			利用日の 2 9 日前から利用日の前日まで

備考

- 「市内団体等」とは、市内に在住、在勤若しくは在学している者、構成員の 2 分の 1 以上が市内に在住、在勤若しくは在学している団体又は市内に所在地を有する文化芸術の振興を目的とした法人をいう。
- 「利用月」とは、利用目的の主とする利用日の属する月をいう。ただし、利用目的の主とする利用日が連続して 2 日以上ある場合は、それらの日のうち最も早い日の属する月を利用月とする。
- 受付期間の初日が休館日である場合は、その日以後で直近の休館日でない日を受付期間の初日とする。
- 受付期間の末日が休館日である場合は、その日以前で直近の休館日でない日を受付期間の末日とする。

- 5 マルチスペース施設をホール施設又はギャラリー施設と併用して利用する場合の受付期間は、ホール施設及びギャラリー施設の受付期間と同じとする。
- 6 楽屋施設をホール施設と併用して利用する場合の受付期間は、ホール施設の受付期間と同じとする。

別表第 2（第 1 1 条関係）

支払回数	金額
1 回	施設利用料金の全額
2 回	施設利用料金に 5 0 パーセントの割合を乗じて得た額以内で指定管理者が定める額
	施設利用料金の残額

備考

- 1 この表の規定により算出して得た利用料金の額に 1 0 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。
- 2 マルチスペース施設又は楽屋施設を単独で利用する場合の支払回数は、1 回に限る。

別表第 3（第 13 条関係）

1 ホール等の利用料金の減免

減免をする場合	減免額
指定管理者が条例第 3 条第 1 号に掲げる事業等のために利用するとき。	利用料金の全額
市が主催又は共催する事業等のために利用するとき。	利用料金の全額
国又は地方公共団体が主催する事業等のために利用するとき。	利用料金に 50 パーセントの割合を乗じて得た額
公共的団体が主催する事業等のために利用するとき。	利用料金に 50 パーセントの割合を乗じて得た額
社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人が主催する事業等のために利用するとき。	利用料金に 50 パーセントの割合を乗じて得た額
文化芸術振興に寄与する活動であると市長が認めたとき。	利用料金に 50 パーセントの割合を乗じて得た額
その他文化芸術の振興に特に寄与するものであると指定管理者が認めたとき。	指定管理者が定める額

備考 この表の規定により算出して得た利用料金の減免額に 10 円未満の端数がある場合は、これを切り上げる。

2 駐車場等の利用料金の減免

減免をする場合	減免額
大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例（平成 26 年大和市条例第 11 号）第 2 条に掲げる公の施設の指定管理者が、その業務の範囲において利用するとき。	利用料金の全額
市が主催又は共催する事業等のため、その業務の範囲において利用するとき。	利用料金の全額
身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に規定する身体障害者手帳、療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）に規定する療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びそれらの介護者が利用するとき。	利用料金の全額
その他指定管理者が特に必要があると認めたとき。	指定管理者が定める額

備考 この表の規定により算出して得た利用料金の減免額に 10 円未満の端数がある場合は、これを切り上げる。

別表第 4（第 1 4 条関係）

還付をする場合	還付額
災害その他利用者の責めに帰することができない理由により利用することができなくなったとき。	利用料金の全額
ホール施設又はギャラリー施設の利用者が、利用月の 6 月前の末日までに指定管理者に取消等承認申請書を提出し、利用の取消しの承認を受けたとき。	利用料金に 8 0 パーセントの割合を乗じて得た額
ホール施設又はギャラリー施設の利用者が、利用月の 2 月前の末日までに指定管理者に取消等承認申請書を提出し、利用の取消しの承認を受けたとき。	利用料金に 5 0 パーセントの割合を乗じて得た額
マルチスペース施設の利用者が、利用月の 4 月前の末日までに指定管理者に取消等承認申請書を提出し、利用の取消しの承認を受けたとき。	利用料金に 8 0 パーセントの割合を乗じて得た額
マルチスペース施設の利用者が、利用月の 2 月前の末日までに指定管理者に取消等承認申請書を提出し、利用の取消しの承認を受けたとき。	利用料金に 5 0 パーセントの割合を乗じて得た額
その他指定管理者が特に必要があると認めたとき。	指定管理者が定める額

備考

- 1 この表の規定により算出して得た利用料金の還付額に 1 0 円未満の端数がある場合は、これを切り上げる。
- 2 月の末日が休館日である場合は、その日以後で直近の休館日でない日を当該月の末日とみなす。

別表第 5（第 2 1 条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第 1 号様式	やまと芸術文化ホール施設利用承認申請書	第 5 条、第 6 条及び第 1 3 条
第 2 号様式	やまと芸術文化ホール設備等利用承認申請書	第 5 条、第 6 条及び第 1 3 条
第 3 号様式	やまと芸術文化ホール利用計画書	第 5 条及び第 6 条
第 4 号様式	やまと芸術文化ホール施設利用承認書	第 7 条から第 9 条まで
第 5 号様式	やまと芸術文化ホール設備等利用承認書	第 7 条から第 9 条まで
第 6 号様式	やまと芸術文化ホール利用取消・変更承認申請書	第 8 条、第 1 3 条及び別表第 4
第 7 号様式	やまと芸術文化ホール利用取消・変更承認書	第 8 条及び第 9 条
第 8 号様式	やまと芸術文化ホール利用料金還付申請書	第 1 4 条
第 9 号様式	やまと芸術文化ホール利用料金還付決定通知書	第 1 4 条